

## 障害者雇用促進業務に係る事業提案Q&A②

番号	質 問	回 答
1	<p>1. 業務適性の可視化ツールの開発について</p> <p>1-1 同様のツールで、既に運用されている「就労サポート」や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の「就労支援のためのアセスメントシート」といった完成度の高いツールがあります。これらを活用することはできますか。</p>	<p>業務適性の可視化ツールの開発は、実習受入企業等の業務適性（必要・不必要な適性）が可視化できるツールを新たに開発するものとなります。</p> <p>アセスメントツールは支援者（求職者）の評価等を行うツールであり、用途が異なります。</p>
1-1	<p>1-2 「試作案を9月までに、3種程度の代表的な職種において、作成すること」とありますが、3種類を提案するのでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおり3種類提案をしていただくこととなります。</p>
2	<p>2. 障害のある大学生のインターンシップの実施にかかる補佐業務について</p> <p>2-1 「障害のある学生とIS実施企業とのマッチング交流会を、6～8月の間に2回以上、開催すること」とあります。時期と回数を指定されていますが、必ずこの時期に2回実施しなくてははいけませんか。</p>	<p>ISの実施時期は、夏休みが中心になっていますので、実施前の6～8月に2回以上の開催をしていただくこととなります。</p>
2-1	<p>2-2 三省合意により「インターンシップ」の取り扱いが変更され、一定基準（汎用能力活用型は5日間以上。専門活用型は2週間以上等）を満たさない場合は「インターンシップ」と称さないとあります。本事業にはハードルが高いようですが、すべてが同様の定義での実施が必要でしょうか。</p>	<p>本仕様書では、「インターンシップ」について、日数を規定していません。可能な範囲で三省合意の規定に準拠して下さい。</p> <p>なお、告知等に当たっても、必要に応じて、名称変更をしてください。</p>
3	<p>3. 人員配置体制について</p> <p>3 仕様書①と仕様書②の事業費の差額大きく、人員体制も異なります。②の仕様書での提案でいいでしょうか。</p>	<p>「仕様書①」「仕様書②」ではなく、「仕様書」「仕様書②」となります。</p> <p>提案は、仕様書に基づいて、提案願います。</p> <p>但し、経費見積書については、仕様書に係る経費見積書と仕様書②に係る経費見積書をそれぞれ提出が必要です。</p>